明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（七三）　九
○情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（七四）　一三
○母体保護法の一部を改正する法律（七五）　一四
○東日本大震災復興基本法（七六）　一四
○津波対策の推進に関する法律（七七）　一六
○スポーツ基本法（七八）　一六
○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（七九）　一三
〔政　令〕
○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令の一部を改正する政令（一七五）　一六
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一七六）　一七
○民間資金等活用事業推進会議令（一七七）　一七
○関税法施行令及び関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（一七八）　一七
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七九）　一七
○放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八〇）　一七
○放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八一）　一七
○東日本大震災復興対策本部令（一八二）　一七
○東日本大震災による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第四項の規定による報告書の提出等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令（一八三）　一四
〔省　令〕
○独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**七四）　一四
〔規　則〕
○人事院規則二二―〇（倫理法の適用を受けない非常勤職員）の一部を改正する人事院規則（**人事院**二二―〇―二）　一四
〔告　示〕
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**二一〇～二一二）　一四
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**厚生労働**一九三）　一四
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**一九四）　一四
○平成二十三年度自動車等安全性能評価実施要領を定める件（**国土交通**六七六）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（法律第七三号）（厚生労働省）

1　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散の規定の削除等（改正法第一条関係）

㈠　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散の規定を削除することとした。（第二〇条関係）

㈡　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、旧船員保険法の施設の運営又は管理の業務を特例として行うものとすることとした。（附則第四条関係）

2　独立行政法人地域医療機能推進機構への改組（改正法第二条関係）

㈠　題名及び名称の変更

題名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改めるとともに、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「機構」という。）に改めることとした。（題名及び第二条関係）

㈡　機構の目的

機構は、政府から出資を受けた病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とすることとした。（第三条関係）

㈢　事務所

機構は、主たる事務所を東京都に置くものとすることとした。（第四条関係）

㈣　役員

機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置くとともに、理事五人以内及び非常勤の理事五人以内を置くことができるものとするほか、役員の任期について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条及び第八条関係）